変更後	変更前
（必要な表示事項）	（必要な表示事項）
第3条　事業者は、施行規則に定めるところにより、ローヤルゼリーの容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。	**第3条**　事業者は、施行規則に定めるところにより、ローヤルゼリーの容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。
(1)～(7)　（略）	(1)～(7)　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（公正取引協議会）	（公正取引協議会）
第6条　この規約を適正に施行するため、一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。	**第6条**　この規約を適正に施行するため、社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○外務省告示第三百六十号

平成二十四年五月二十四日にジャカルタで、航空業務に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年十一月七日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百六十二年一月二十三日に東京で署名された航空業務に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）第十一条及び第十三条の規定に従って二千十一年八月九日から十一日まで東京で行われた日本国及びインドネシア共和国の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十三条の規定に従い、この書簡に添付されている新たな付表が協定の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がインドネシア共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月二十四日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　鹿取克章

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　ユリ・タムリン閣下

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　日本国内の地点―台北―香港―マニラ―ホーチミン及び(又は)バンコク―クアラルンプール―シンガポール―この(a)の路線上の特定された地点以外の中間地点（注1）―インドネシア内の地点（注2）―ダーウィン又はパース―シドニー又はメルボルン―ニュージーランド内の地点―ニューカレドニア、フィジー、サモア、ソシエテ諸島及び（又は）南太平洋におけるその他の諸島―ホノルル―アフリカ及び（又は）中東内の二地点―この(a)の路線上の特定された地点以外の以遠の地点（注1）

(b)　日本国内の地点―中間地点―デンパサール以外のインドネシア内の地点（注2）―以遠の地点

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「この(a)の路線上の特定された地点以外の中間地点」及び「この(a)の路線上の特定された地点以外の以遠の地点」に業務を行うことができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、インドネシア内の二地点をコターミナルとして、インドネシア内の一地点の直前及び（又は）直後にインドネシア内の他の一地点を経由する協定業務を行うことができる。日本国の一又は二以上の指定航空企業は、これらの二地点の間においては、自己が運送する途中降機の貨客を除き、運輸権を行使することができない。

2　インドネシア共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　インドネシア内の地点―シンガポール―クアラルンプール―バンコク―ホーチミン―マニラ―香港―台北―この(a)の路線上の特定された地点以外の中間地点（注1）―日本国内の地点（注2）―ソウル又はロサンゼルス―この(a)の路線上の特定された地点以外の以遠の地点（注1）

(b)　インドネシア内の地点―中間地点―東京以外の日本国内の地点（注2）―以遠の地点

注1　インドネシア共和国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「この(a)の路線上の特定された地点以外の中間地点」及び「この(a)の路線上の特定された地点以外の以遠の地点」に業務を行うことができる。

注2　インドネシア共和国の一又は二以上の指定航空企業は、日本国内の二地点をコターミナルとして、日本国内の一地点の直前及び（又は）直後に日本国内の他の一地点を経由する協定業務を行うことができる。インドネシア共和国の一又は二以上の指定航空企業は、これらの二地点の間においては、自己が運送する途中降機の貨客を除き、運輸権を行使することができない。

3　いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行う協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができる。

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インドネシア共和国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をインドネシア共和国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月二十四日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　ユリ・タムリン

在インドネシア共和国
日本国特命全権大使　鹿取克章閣下